

ので、民間団体の対応は大丈夫だろうかと心配する場合がある（すべての民間団体がそうであるとは思わないが）。玉石混合の印象。

- ・民間のあっせん団体で養子縁組を行った人が福岡市に転居してきても、民間団体から連絡が入ったことはない。
- ・児童相談所と関わりたくない生みの親にとっては、民間あっせん機関はいいと思う。
- ・ただ、生みの親の同意を取る、翻意の保証、養親のアフターケアなど、機関としての最低基準を持ってほしい。そうした基準を持った機関に認可を与えるような形があるべきではないかと思っている。そういう団体であれば、連携してもいいかなと思う。

（９） 養子縁組成立後のアフターケア

【札幌市】

- ・特に児童相談所が主体となってやっていることはないが、里親サロンに来てくださる里親とはその後も関わっていくことができている。養子縁組成立後にサロンに来てくださる養親は養育里親よりは少ないが、積極的な方は参加されている。養子縁組里親は横のつながりで情報を得ているようで、養子縁組里親限定のサロン（２ヶ月に１度開催）に参加するメンバーはだいたい同じであることが多い。
- ・また、メンター制度を札幌市は導入していて、ベテランの里親がメンターとなって希望する里親を訪問している。この制度は養親も使うことができる。
- ・里親会にはサロンの運営を委託していて、その他にフォーラムを共催するなど協力を行っている。

【福島県】

- ・里親登録が継続していれば、少なくとも年１回は家庭訪問しており、里親から希望があれば随時対応している。
- ・里親の研修や行事にも誘っている。

【宮城県】

- ・月１回、里親のサロンを開催している。未委託、委託中、解除後問わず案内を出している。特に事前の申し込みもいらないので、顔ぶれはその都度違うが、里親同士で自由におしゃべりしてもらっている。養子縁組里親も成立前から来ていて、委託解除後もそのまま継続している人がいる。児童相談所からは里親委託推進員が参加しており、担当も顔を出している。サロンが終わった後、個別に相談に乗ることもある。縁組み成立後も、真実告知をどうしようかなど、相談があれば対応している。

【埼玉県越谷】

- ・養子縁組後も里親登録を辞退せず継続するよう指導し、殆どの里親が応じている状況であるため、縁組後の養親子について状況把握がしやすい状況にある。そのため、対応が必要な状況が生じた場合、縁組後のアフターケアという枠組みよりも、登録家庭との関わりの中で対応できている。

- ・養子縁組成立後の不調ケースには一時保護など必要な支援を行っている。
- ・日頃から真実告知を含めてオープンな養育をする方が、これからの養育にメリットが多いと伝えている。
- ・他機関との連携では、管内児童養護施設の里親支援専門相談員を育てていきたいと、動き始めたところで、里親支援専門相談員と里親との顔つなぎをしている。里親と施設が協力しあって子どもの自立につなげたい。
- ・不調事例ばかりを見ている施設・精神科医の里親（養親）へのイメージが悪いので、家庭養護のメリットを理解してもらうよう働きかける必要がある。
- ・不調事例についても、施設には里親と子どもとの交流を継続してもらうよう働きかけている。

【千葉県】

- ・応援ミーティングについては成立後は委託解除と認定されるので行っていない。
- ・電話等で相談があれば里親担当が適宜応じている。

【静岡県東部】

- ・里親サロン・養子縁組サロンに関する情報提供
- ・里親会行事への参加、情報提供
- ・養親への研修の実施、養育里親と合同で年3回程度実施
- ・児童相談所における養育相談
相談があれば、養親が真実告知をする際の留意点に関する支援や、養育相談を行っている。
- ・市町の子育て支援サービスの利用

【静岡市】

- ・養子縁組成立後にその方たちだけをアフターケアすることはしていない。(7)の研修のところでも話したように、里親会が母体となって設立した里親家庭支援センターが研修や里親サロンを実施するなかに、養子縁組家族も入って活動している。中には縁組後活動に参加しなくなる場合もあるが、基本的には里親会への参加が原則である。「里親サロン」は区ごとに実施しており、出席率も比較的高い(82名の登録で50名程度の出席率)。3か月に1回位の頻度でベテラン里親が運営しており、場所は児童相談所や里親の自宅などである。里親会の中心になっている人たちは大変一生懸命で、その里親会を支援センターがサポートしているし、それをさらに児童相談所がサポートしている。この里親家庭支援センターの理事長は、元静岡県中央児童相談所長でご自身も里親として積極的に活動してきた方であり、この方が中心となって運営されている。このような関係の中で児童相談所と里親家庭支援センターがうまく連携し、研修や認定調査、里親支援が進んでいる。

【名古屋市】

- ・養子縁組成立後の支援としては子育て広場への参加を勧めている。対象としては、就学前の子育てをしている人に連絡をしている。里親登録を継続している方には、研修の案内をしている。

- ・施設の里親支援専門相談員が地域におり、いつでも相談できることを伝えている。
- ・里親会では、養子縁組の方だけのグループがある。2～3か月に1回集まりを持っていて参加は増えている状況。

【西三河】

- ・養子縁組が成立すれば、児童相談所の支援は終了する。相談があれば連絡をしてもらう。施設の里親支援専門相談員に訪問継続を依頼する事例もある。
- ・養子縁組成立後、短期養育等を中心とした養育里親として活躍される里親も多い。養育里親として活動の意思がない場合も、基本的には養子里親としての登録継続を促している。里親登録を継続している場合は、児童相談所からサロンや研修の案内を出している。年1回の里親委託意向調査アンケート（今後の委託や一時保護についての意思確認）も送付する。アンケートで真実告知等について悩みがあるか確認することもあるが、今後は養子を育てている未委託里親も、未委託里親としての年1回程度の支援を行うことを検討。
- ・児童相談所の里親登録をやめる場合でも、里親会だけは継続して入っている家庭もある。里親会や児童相談所実施のサロン研修で真実告知のロールプレイ研修を実施することもある。

【大阪府】

- ・縁組後登録は次の更新時期までは残している方が大半である。縁組後は真実告知の問題もあるので、半年後ぐらいにもう一度家庭訪問している。
- ・里親会を紹介し、里親サロンや行事への参加を勧めている。
- ・里親を対象とした研修会に参加を呼びかけている。

【大阪市】

- ・縁組後、基本里親登録の抹消はしているので、児童相談所は関わらないが、里親会に継続して入会していたり、家庭養護促進協会とつながっている方はいる。

【福岡市】

- ・児童相談所独自で行っていることは、養子縁組後も登録を継続してもらい、研修やサロンの案内を出し続けていることである。
- ・3年に1回は告知に関する研修を入れている。
- ・養育里親のみの研修というよりも、子育てに関する研修が多いので養子縁組の方に限らず興味のあるものとなっている。研修は対象者を絞って（年齢で分けるとか）行っている。
- ・統計的処理においては、未委託里親で残ってしまうが気にしていない。1回も委託していない人については、児童相談所のほうで把握している。
- ・市外の養子縁組した方も含めたオープンなサロンの時に託児に子どもを連れてきたいという方もいる（子ども同士で交流できるので）。
- ・アフターケアを里親支援機関がやってもいいのではないかと。特別養子縁組が成立すると、里親支援機関の対象にはなりにくいですが、特別養子縁組後の支援も行っていくということを付け加えることで、養子縁組成立後の支援を里親支援機関が行っていくことが可能になる。

- ・転勤で養子縁組後に転居してきた人や民間あっせん団体によって養子縁組を行った人は、児童相談所には登録しない。子どもにとっては、自分と同じような境遇の子に出会わないと自分だけが特別な事例だと思ってしまう。里親支援機関などのサポートによって、養親同志、養子同志で交流を持つ機会が持てればよいと思う。

(10) 障がい児の委託

【札幌市】

- ・障がい児や発達に遅れがあるとわかる子どもに関しては、まずは専門里親や施設での養育経験がある方に先に当たるようにしている。養子縁組の場合は、本当に順番どおりにマッチングをしていくので、その中で「こういう子だけれども、この話を前向きに進める意向はありますか？」っていうような形で話している。あとは、そういった発達の特徴がある、遅れていることを分かっている上で、社会資源などを使いながら養育をしていってもらいたいなって思いもあるので、社会資源などの情報を提供して養育できる環境を整えている。社会資源の情報は、養子縁組、養育里親かかわらず、保健センター、区役所、児童発達支援の事業所などを紹介している。障がいの有無に関わらず、レスパイトや保育園の一時保育だとかも使うこともお伝えしている。
- ・障がい児を委託して良かったと思うときは、登録の段階からかかっている養子縁組里親が例えば委託をして成立をした後に、障がいがありながらも子どもを受け入れていたことによって、家庭もそこから明るくなったりだとか、そういったネガティブの要素を越えていっている姿を見たときに感じる。

【福島県】

- ・障がいを持っていても、家庭養育の経験をしてもらいたいと思っている。
- ・いずれ引き取りたいが、赤ちゃんなので、手をかけてほしいという生みの親の希望で、里親委託したケースがある。
- ・専門里親ではなく通常の養育里親委託で対応している。
- ・委託後に障がいがあったケースもあるが、軽い遅れであり、通常の相談として対応した。障がいがあったとしても、それを理由に返すと言われるようなことはなかった。

【宮城県】

- ・軽度の知的障がい、で、身辺自立している児童を、里親委託している。委託の時点で障がいがある場合、自立までお願いしたいということで、養育里親委託を検討している。障がいがあるのを承知で預かってくれたが、里親のイメージしていたような子どもではなくて、受け入れがたいと解除になった子もいた。
- ・養子縁組前提で委託し、その後に障がいがあったケースもあった。養子縁組は難しいが、養育里親として、かなり悩みつつではあるが、継続して育ててくれている。
- ・放課後サービスなど地域の資源の利用を市と調整しているケースもある。

- ・障がいなど育てにくさがわかったときに、里親をどう支えていくか、マッチングの際に、里親と里子の相性をどう見立てていくかが難しいところである。

【千葉県】

- ①障がい児の里親委託を進めるとき、子どもの状況として、何を重視するか
 - ・医療管理が必要かどうか、生みの親の同意を得られているか、特別養子縁組を希望しているか
- ②里親の決定で重視する点は何か
 - ・障がいがある子どもを受け入れ可能な里親であることが前提。以前に意思表示はされていても、委託前にも改めて確認する
 - ・定期的な通院が必要な子どもの受け入れ可能な里親は多いので、定期的な通院が必要な子どものケースであれば、里親委託や養子縁組ケースとする場合もある
 - ・成長に伴い、重度化し、里親家庭では難しくなることもあるかもしれないので、その変化についても、検討することが必要（こうしたケースはまだみられない）
- ③障がい児の家庭養護のどこにメリットを感じるか
 - ・家庭生活が経験できること。里親家庭で生活する経験がない場合、障がいがある子どもはおそらくずっと施設で育つことになる可能性が高いので。
- ④委託した場合、どのような社会資源を情報提供するか（親の会、ヘルパー、レスパイト等）
 - ・委託前後で応援ミーティングというミーティングも設けており、何か問題が起きた場合、どこが対応するのか決めている（委託する際はすべての里親家庭に対して行う）

※応援ミーティングは、児童相談所職員（相談員や里親担当、ケース担当の福祉司）や里親支援機関や児童家庭支援センター、里親支援専門相談員といった、里親委託に関わる職種が、「そのケース」の対応について協議する（里親も含む）

- ⑤障がい者が判明するのは委託後と委託前のどちらが多いか
 - ・幼少期に委託することが多いので、委託後に発覚することが多い

【埼玉県越谷】

- ・ハイリスクな子どもを養子縁組前提に委託したことはある。子どものリスクをすべて話し了解していただいて委託した。今は落ち着き、子どもの表情もよくなった。
- ・障がいの有無にかかわらず、里親制度を進めて行くというスタンスで、障がい児を受け入れられる養育里親の開拓に力を入れている。委託後の経過の中で養子縁組ができればそれでいいと思っている。昨年度は肢体不自由児施設から小学生を委託し、委託後にかなり伸びた。

【静岡県東部】

- ①障がい児を里親に委託した事例、もしくは委託後に里子の障がい者が判明した事例はありますか？

- ・委託前に障がい分かっている事例は少ない。委託後に判明した事例は少数ではあるが存在する。
- ②障がい児委託を進める際に、子どもの状況として重視することは
 - ・障がいの程度、医療機関や教育機関との連携
- ③障がい児委託を進める際に、里親を決定するうえで重視することは？
 - (ex. 施設等での経験・障がいへの心理的ハードル etc.)
 - ・障がい児の受け入れが可能な里親かどうか、例えば養育経験の有無、養育支援をしてくれる人が同居又は近くにいるなど
 - ・障がい児施設での勤務経験のある里親に委託した事例がある。
- ④障がい児にとって家庭養護のメリットは何か？
 - ・家庭養護により、大人との基本的な愛着関係を築くことができる
 - ・個別ケアが可能となり、心身の発達が期待できる
- ⑤障がい児の委託後、あるいは委託後に障がい判明した場合に、提供できる社会資源は？
 - ・レスパイト、里親会、里親サロン等
- ⑥障がいのある里子の措置変更・措置解除の理由
 - ・委託後判明した事例で措置変更・解除された事例は存在しない。養育を継続されている。

【静岡市】

- ・養子縁組里親への障がい児委託の実績はない。養育里親に障がい児を委託している事例はあり、現在7組の里親（専門里親も含む）が受託中である。委託児童の障がい種別としては知的障がいの子どもである。
- ・委託を進めるにあたっては、子どもの状態や将来考えられるリスクを説明し、受託の意向を検討してもらっている。そのうえで委託となった場合には、児童相談所や里親家庭支援センターなどが里子や里親のフォローを継続的に行っている。また、障がい児の委託を進める上で重視していることは、子どもの障がい程度が里親で受入可能かの見極めや委託後のフォロー計画を事前に検討している点などである。

【大阪府】

- ・過去、事前に発達障がいや知的障がい判明していた子どもを養育里親に委託した事例はある。
- ・養子縁組里親の場合、委託後に知的障がいや発達障がい判明することが多いが、障がいを理由に縁組を解消されたケースは聞いたことがない。
- ・身体的に手厚い医療的ケアを要する子どもの委託は難しいと感じている。
- ・障がいのある子どもで療育が必要な場合は、市町村に依頼し、障がい児の通所支援の利用につなげている。

【大阪市】

- ・障がいではないが、口蓋裂の子どもについて新生児委託を行ったことがある。新生児ではないが、ダウン症のケースも1件あった。

- ・委託前に知的な障がいまでよく分からず、成長する中で発達障がいと判明した普通養子のケースもあったが、縁組解消の事例はない。

【福岡市】

- ・ある程度可能性があるかもしれない、という状況で委託したことはある。一度家族として生活すると後でわかっても継続できる。
- ・ただし、交流中に障がいとわかり委託が進まなくなったことはある。
- ・養育里親には委託している。養子縁組となると、障がいがあっても委託可能な子どもはいるが、なかなか適当な人があられない。
- ・障がい児委託の際には、あらかじめ決めていくわけではないが、里親に一定の理解と経験があるかどうかというのは重視する。几帳面すぎない、おおらかな方をお願いすることはある。

SQ. 障がい児にとっての家庭養護のメリット

- ・障がいの種類にもよるが、彼ら彼女らが施設に委託になっていたら今の姿はないだろうと思う。
- ・障がい自体がマイルドになり、伸び伸びとしていくように感じている。
- ・里親委託にならず長期に障がい児施設に在所したらどうかということを比べることはできないが、主観的な考えとしてはそのように感じている。

SQ. 障がい児のために提供できる社会資源

- ・療育センターの通所、児童相談所の通所、放課後デイ（学齢障がい児の利用するサービス）、医療機関（医療精神科など）など。

SQ. 障がいのある里子の措置変更・措置解除の理由

- ・長く障がいがある子ども（生来持っている障がい）が措置変更になることはない。
- ・広汎性発達障がいの子どもの多動やこだわりのために他の里子との関係性で難しくなったという場合ならばある。

○ 障がい児委託については、後の新聞記事を参照

(11) 養子縁組推進に向けての取り組み

【札幌市】

- ・昨年度から、養育里親から養子縁組里親へ措置変更する際の交流に、メンターを派遣し、里親同士の交流を円滑に進めることが出来た。基本的に札幌市は毎年養子縁組希望の里親が増えているので、登録数に関してはそのまま継続していきたい。しかし、反対に養育里親の登録数がもう少しあってほしいと考えている。養育里親がいろいろな方であるほうが、養育の難しい子どもや高齢児を委託できる可能性が広がるので、そのような里親を見つけていくことが今後の課題である。

【福島県】

- ・養子縁組里親に限らず、里親登録を増やしたいと思っている。

- ・昨年度から「入門講座」をはじめた。3カ所の児童相談所で1回ずつ行った。内容は、里親制度の概要説明、先輩里親の体験談である。制度を広く知ってもらうのがねらいである。昨年度は16組参加して、うち4組が実際に里親登録となった。
- ・里親制度＝養子縁組と思っている方もおり、制度の理解がなかなか進んでいないので、里親月間には毎年ラジオを使った広報活動もしている。

【宮城県】

- ・養子縁組だけでなく、広く里親制度を広報したいと考えており、今年度から各児童相談所管内で会場を準備して「里親制度説明会」を開催予定である。里親になりたい人にだけピンポイントでというわけに行かないので、来たい人は皆さん来てくださいというスタンスで考えている。
- ・各児童相談所に1名ずつ里親推進員が配置されている。家庭訪問など、かなり里親と関わってくれている。
- ・乳児院や児童養護施設を何カ所か里親支援機関に指定しており、年に数回会議を持っている。未委託里親サロンを開催している里親支援機関もある。
- ・東日本大震災で親を失った子どもへの支援が始まりで、仙台市内にNPO法人が運営する「子どもの村東北」ができた。すでに家が3軒建って、里親も住んでおり、児童も何人か委託されている。養育里親である。

【千葉県】

- ・とくになし

【埼玉県越谷】

- ・あらためて「養子縁組」としての取り組みではなく、里親委託推進への取り組みを行っている。相談者の7～8割は不妊夫婦で我が子が欲しいという希望があり、養子縁組を視野に入れた委託の可能性がある。
- ・委託促進のための取り組みとして、3点。

①「里親入門講座」の開催・広報を使っの PR 活動

地域が里親の存在を知り、里親を身近に感じてもらうことが大事なので、市町村に里親制度を知ってもらうため、里親委託等推進会議を管内の児童養護施設を会場に、市町村を巻き込んで開催している。地域に里親制度が浸透することでの効果として、保護者の里親委託に対する不安が減ること、里親が養育しやすい地域環境ができることが考えられる。里親が養育しやすい環境は子育てしやすい環境であり、人が集まり地域の活性化につながるから、と市町村に伝えて「里親を大事にしてほしい」と働きかけている。

②里親家庭を理解すること

- ・マッチング会議で里親候補をあげた時に、出席者がその里親について「わかっている」状況が委託に結びつきやすい。里親にも、「この里親に」と言ってもらえる里親になるように里親の営業活動（未委託里親の研修会や行事等への出席）をしてほしいと話している。
- ・地区担当者だけでなく、複数の関係者がその里親をみて委託を検討する。

- ・里親からよく話を聞いて、どのようなリスクなら受け入れられるかを把握する。
- ・子どもの受け入れについての準備が整っているかなどの委託のタイミングも重要。
- ・子どもの紹介があった時に躊躇する里親に対しては、足繁く通ってもらい、話をしながらモチベーションを上げるよう働きかける。

③未委託里親への対応

- ・埼玉県では、登録後の里親を放置しないように心掛けて対応し、委託に結びつきにくい里親には、何が課題なのかをストレートに話すようにしている。「ふれあい交流事業」を通して施設職員とも話し合ってもらおうようにしている。
- ・越谷児童相談所では、今は2年以内には委託の紹介があり、里親が足りない状況。

【静岡県東部】

- ・養子縁組サロンの開催
- ・里親スキルアップ研修で、養子縁組に関するテーマで研修を開催
- ・新生児委託の促進

【静岡市】

- ・これまで述べてきたように、静岡市は養子縁組の前に養育里親として登録してもらい、里親会、里親家庭支援センターと児童相談所が二人三脚で里親委託や養子縁組を進めてきたので、今後もこの形を継続していきたい。里親の新規相談は昨年度（平成26年度）でも40～50件あった。里親制度の周知啓発は里親家庭支援センターが中心となり、里親会も独自に「出前講座」などを行い取り組んでいる。周知啓発、事前研修、認定のための事前調査、認定までの部分は里親家庭支援センターに事業委託をして行ってもらっているが、よい循環ができていると思う。里親の高齢化や少子化、人口減少の課題はあるが、里親の確保は引き続き重要なことであり、社会的養護を担う里親の使命を十分に理解していただいたうえで、里親制度の推進を図っていきたいと考えている。

【名古屋市】

- ・平成25年度から里親専任児童福祉司を配置し、27年度から里親支援担当主査を配置した。非常勤の里親委託等推進員も配置している。専任がいるために、保護者の同意を取る際に、養子縁組が生みの親にとっても、子どもにとってもメリットがあると感じてもらえるような丁寧な説明ができるようになった。また、施設には里親支援専門相談員がおり、里親・養子縁組の良さを施設内だけでなく一般市民にも広めている。専門相談員は、交流時に里親へ支援したり、里親から何でも相談できるように丁寧に付き合っている。
- ・地区担当児童福祉司に対しては里親委託の可能性に気づくことができるように、定期的に里親の詳しい情報を伝えている。
- ・児童相談所長は積極的に里親委託を進める方針を持っており、また今年度から常勤の弁護士が配置されたことで、保護者の同意に関することなど里親に関わる様々な法律相談がしやすくなった。
- ・妊娠期からの支援に関しては、医療機関との連携のために、平成26年度から「妊娠期からの支援ネットワーク研究会」（医師会、産婦人科医会、保健所、児童相談

所、本庁所管課)を開催して、連携上の課題などを協議している。その他、助産施設との勉強会も実施した。児童相談所として特定妊婦に積極的に関与する姿勢を持っている。

- ・里親普及に関しては、里親制度説明会や里親の体験談を聞く会など月に1回は何らかの行事を里親会やNPO法人に委託して実施したり、「広報なごや」や市のホームページで周知したことから市民の理解が進み、申請増につながっているのではないかと考えている。

【西三河】

- ・実父母が行方不明等の場合の、同意の取り方等を児童相談所間でできるだけ共有できるように情報の蓄積を行っている。また、里親同士の横のつながりを作るための働きかけについて、積極的に行うようにしている。従来行ってきた児童相談所ごとに月2回実施の里親サロンに加え、里親登録証を作成し里親サロンで授与したり、研修時に各地区里親会の会長との顔合わせを行う等、委託前から里親同士のつながりをつくり、養子縁組後もつながりの中で子育てしてもらうことが、里親だけでなく、養子のために必要だと考えている。

【大阪府】

- ・府内6カ所の児童相談所からメンバーを選出し、里親支援のあり方についてワーキンググループを立ち上げて検討を進めている。今年度は、月に1回のペースで開催し、新生児委託を進めるにあたって、医療機関、生みの親、養子里親のための説明資料を作成している。
- ・管内の市町村に声をかけ、里親の体験談を聞く研修会を毎年開催しているが、その中で養子縁組に関する制度説明や新生児委託の取り組みについて紹介している。
- ・府の不妊専門相談センターのセミナーに養子里親が体験談を話しにいき、好評を得た。
- ・一昨年度から中央管内の産婦人科病院に養子縁組に関するリーフレットを置いていただき、里親制度の啓発に努めている。

【大阪市】

- ・管外の未委託里親の調査を行い委託につなげる取り組みを行っている。90児童相談所に調査票を送付し、47児童相談所から回答。そのうち33カ所は未委託里親がいるという結果を得て今後10児童相談所、18里親家庭と面接予定である。管外委託、都道府県を超えて取り組む必要性を感じている。

【福岡市】

- ・新生児委託。平成24年度から新生児委託に取り組んでいる。平成24年度に始める前は、生後1か月の子は打診していた。(違いとしては、生後1か月の子どもでは、障がいのあるなしはわからないが、新生児となると、性別の有無も選べない。出生してすぐ判明する障がいもわからない。つまり、少しハードルが上がる。)

考察

【札幌市】

乳児委託の多い札幌市の養子縁組委託は日本において非常に先駆的であり、子どもの権利を考えた取り組みと言える。特に、子どもが保護されるとまず養育里親のもとに委託されるシステムがあり、そこから養子縁組里親への委託が行われている点が特色である。乳児にとって1対1の関わりは、アタッチメントを考える上でも非常に重要であり、養育里親から養子縁組里親への措置変更の際も、メンターなどを活用し、引き継ぎを丁寧に行っていることがわかった。また、里親登録前に個別の面談を行っている点も非常に丁寧であるといえるだろう。養子縁組里親への委託後の支援も里親サロンの情報だけではなく、地域の社会資源の情報提供、メンター制度など行っており、札幌市の里親会に委託している里親支援機関と共に養子縁組里親への支援を行っている様子があった。

札幌市にとって、養子縁組里親だけではなく、養育里親も養子縁組前の委託に関して深く関係していることもあり、障がい児委託なども含め今後幅広い里親を求めていることなどが課題として挙げられるが、里親委託に積極的に取り組もうとしている意識が見られた。

北海道内に民間養子縁組機関がないこともあり、民間機関との関係はまだないが、養子縁組に関して出産前からの相談に応じていることや年間の養子縁組を行う件数も増加傾向にあり積極的に取り組んでいる。

【福島県】

養子縁組里親と養育里親を重複して登録できるようになっており、生みの親がなかなか養子縁組の決断ができない場合でも重複して登録している里親を活用して、委託につなげることができている。

委託時には里親に必ず保健師を紹介しており、母子保健の面からも養育支援を図っている。実際の養育に当たって、具体的な養育技術の助言が得られることは、里親の負担軽減にもなり、地域資源の有効な活用と思われる。

新生児委託については30年以上前から実施している。生みの親への事前のレクチャーや病院との連携方法、里親への紹介の仕方等のノウハウが蓄積されており、コンスタントに進められている。これから新生児委託を始めようとする児童相談所にも参考となることが多いと思われる。

里親研修では全里親を対象に「里親サロン」を開催しており、虐待やコモンセンスペアレンティングなど、実際の養育に役立つような幅広い内容で、里親の資質の向上が図られている。

里親登録の拡大にも力を入れており、一般県民向けの「入門講座」を始めたところである。実際の登録にもつながっており、今後も継続されていくものと思われる。

民間のあっせん機関からの委託児童との関わりもあり、養子縁組までの間、養育状況の確認をしている。しかし、あっせん機関によっては、児童相談所への情報の提供がないこともあり、連携の難しさが感じられた。

【宮城県】

登録については、養子縁組里親か養育里親かどちらか1つとなっているが、養子縁組里親にも研修への参加を勧めており、ほとんどの里親が参加しており、資質の向上

に役立っている。

全里親を対象に、毎月「里親サロン」を開催している。委託解除後の里親でも参加できるので、里親同士の貴重な交流の機会となっている。児童相談所からも里親推進員が参加しており、必要に応じて個別の相談にも応じるなど、ていねいな対応が図られている。

里親推進員は各児童相談所に1名ずつ配置されており、家庭訪問など直接の里親支援も行っている。児童相談所担当だけでは、他の業務等の兼ね合いもあって、里親指導の時間がとりにくいと思われるが、里親支援員と連携することで、細かなところまで目が届くのではないだろうか。

里親制度の広報にも取り組んでおり、「里親制度説明会」を今年度から開催予定である。一般県民向けに広く広報することで、里親登録の拡大につながるものと思われる。

宮城県内では、東日本大震災で保護者を失った児童について、祖父母や親戚が親族里親として養育を始めたケースが多数ある。年齢が高い児童など、養育に苦勞されているケースも見られるとのこと。児童相談所としても里親指導に力を入れたいが、職員の数にも限りがあり、苦勞されている様子がうかがわれた。

【千葉県】

千葉県の近年の里親登録の状況は養育・養子両方で登録する里親が増えており、養育里親として委託しているケースの方が多い。養子縁組ケースが少ないことから、児童相談所の担当からも双方登録することを勧めており、養子縁組だけでなく、養育里親への委託も推進しているといえる。

新生児委託については、子どもに医療的ケアが必要かどうかを判断するために、委託を行わないケースもある。また、新生児委託については、医療機関ごとに新生児委託への対応が異なる点も新生児委託の課題であると考えられる。

千葉県では障がいのある子どもの委託も実施しており、子どもの状況(医療的ケアの必要性等)をみて里親委託を行うかの判断をしている。定期的な通院を必要とするケースについては受け入れ可能な里親家庭がある場合は里親委託・養子縁組を行っており、今後、子どもの成長や状況の変化に伴うフォロー体制が必要であると考えられる。また、千葉県中央児童相談所に養子縁組の相談がある場合、実母に何らかの障がいがあるケースが多く、生みの親自身が対応することが難しい場合も考えられる。そうした場合の実母に対する支援も課題であると考えられる。

民間あっせん機関との連携については、実際に管轄内に委託されているケースがあり、家庭訪問も行っている。あっせん機関との連携が今後必要だと考えてはいるものの、委託後の対応について事前に協議することはないということから、児童相談所とあっせん機関それぞれがどのように対応していくのかが明らかではないという課題であると考えられる。また、情報の共有も十分ではないということもあるため、一定の基準を設けることが必要ではないだろうか。

【埼玉県越谷】

インタビューを通し、委託前からの子どもの保護者(生みの親)・里親への丁寧な

かわりによって、その都度選択肢を示し、柔軟に支援計画を見直している姿勢が伝わって来た。

「養子縁組里親」「養育里親」の区分にこだわらず、里親委託の推進に向けて取り組まれていることが、結果的に養子縁組の成立に結びついている様子がうかがえた。委託の際は養育里親委託とすることで、研修や他の里親との交流の機会を保障し、その必要性（里親にとっても役立つこと）を里親自身にも認識してもらうことが、里親子関係の安定にもつながり、その結果として養子縁組の成立となっているようである。

養子縁組後も里親登録を継続することで、アフターケア対応をしやすい状況にしている。

実践を通して培われた家庭養護の意義・里親への信頼が、積極的に里親委託を推進していこうとする原動力となっていると思われる。

民間機関との連携においては、どのような経路で委託（またはあっせん）された子どもでも、児童相談所を初めとする地域の機関が、子どもの育ち・親の養育をサポートするのが当然という姿勢が感じられた。

委託促進のため市町村に働きかけての里親制度を周知する取り組みは、里親登録数の増加に直結するような効果には現れにくいものの、里親を地域の社会資源として認め、活用する姿勢として評価できる。

【静岡県東部】

養子縁組里親が研修を受講するよう、養育里親への登録を同時に勧めている。基礎研修や認定前研修に加え独自に「里親スキルアップ研修」を年3回実施し、最低1回の1講義は養子縁組をテーマにするようにしている。こうした取り組みにより、養育の質の向上を図っていると考えられる。

名付けについては、養親候補者が希望すれば名付けることができる。すなわち生みの親ではなく、養親の希望が優先されている。養親として、生みの親の存在を忘れず育てる自覚を促すための手続きと、その逆の手続きで進める場合があるように考えられ、意見がわかれるところである。

委託後子どもの障がい判明した場合であっても、積極的に養育が継続されている。養子縁組後も里親登録を継続してもらい、その後の支援も継続するようにしている。そうすることで、養育の質を担保しているといえる。

【静岡市】

静岡市の場合、まず里親登録の時点で、養子縁組希望里親に対しても養育里親として登録することで、縁組の対象となる社会的養護を必要とする子どもたちについて理解を深めるとともに、縁組後も里親会や里親支援事業の活動の対象としてアフターケアしやすい環境をつくっていた。

養子縁組に際しては、生みの親と養子縁組希望里親の双方に細かい配慮を行い、委託に結びつけている様子が伺えた。また、新生児委託や乳児委託にも積極的に取り組んでいる。新生児や乳児の委託の際に大変印象深かったのが、ベテラン里親への短期委託を挟み、そこで養子縁組希望里親が研修を受けながら、慣れたころを見

計らって委託に切り替えていくという取り組みである。一般的には乳児院を間に挟むことが多いが、その場合措置の長期化やアタッチメントの課題が指摘されることも多い。しかし静岡市のこの方法の場合、家庭養護に配慮しつつ、養子縁組希望里親の研修や対象の子どもの観察等も行える利点があることに加え、自立支援計画の目標設定も明確になる。

このような取り組みを可能にしているのが、里親会を母体に設立されたNPO法人の里親家庭支援センターの存在であろう。元児童相談所長でかつ里親であるという理事長のもと、里親会と里親家庭支援センター、児童相談所が協力協働し厚い信頼を育んできた結果、このような連携が可能になったものと考察する。

【名古屋市】

名古屋市では里親専任児童福祉司を配置したことで、里親全般の業務が積極的に推進されていることが感じられた。また所長の積極的な開拓の姿勢も大きく影響していると思われた。

養子縁組里親は、養育里親と両方に登録する場合が半数に上るようだが、養子縁組里親にも研修は義務化していた。愛知県と協働での取り組みをすることで、良い影響を与え合っているものと思われた。また、施設の里親専門相談員との連携も図られていた。

新生児委託においては、マニュアルの作成や誓約書の用意など、可能な事例には組織的に実施されていることがわかった。乳児院・児童養護施設に対して、養子縁組が適当な子どもについて年1回照会をかけるなど、全体として積極的な取り組み姿勢が印象に残ったヒアリングであった。

【西三河】

愛知県では、新生児委託に取り組んできた歴史があり、その手順が確立されている。実践の中で、新生児委託の方がむしろやりやすいこと、また、里親にとっても子どもにとっても有益であることが自信を持って語られていたのが印象的だった。また、生みの親の養育に関する支援、養親への説明内容など、十分に配慮がされていることを感じた。

養子縁組の場合も養育里親に登録してもらい、研修を保障している。養子縁組成立後も里親登録継続を促すことで、その後も引き続き支援関係を持てるように努める工夫が見られた。

一方で、愛知県は養育里親委託が多いとは言えず、その点に課題があることを認識されていた。児童相談所に専任の児童福祉司は配置されていないが、施設と児童相談所が連携しての会議開催や、里親サロンの開催等の体制は十分にとられており、保護者との交流が少ない施設入所児童を定期的に施設から情報提供を得る仕組みも整えられていた。これらの取り組みが今後どう展開していくか注目したい。

【大阪府】

大阪市同様、大阪家庭養護促進協会との連携により、養子縁組に特化した研修を養子縁組里親希望者は自己負担で受講することとなっている。

養子縁組手続きに関しては充実した内容のガイドラインが作成されている。産院

から直接養子里親に委託した例はこれまでにはなく、まず養育里親に委託をして、乳児や保護者の状況を確認した上で、養子里親に委託するケースが増えている。育児経験のある養育里親から養子里親にバトンタッチをすることで、養子縁組成立後も、養子里親からの育児相談所談を受けていただいたり、子どもも含めて交流を続けていただいているケースもある。一方、新生児委託を実施するために、ワーキンググループを立ち上げて検討を進め、今年度中に1件でも産院から直接養子里親へ委託をしたいと考えられている。他の児童相談所を含め、こうした2つの委託のあり方が存在する。新生児の場合アタッチメントの観点からというよりも、養親候補者ができるだけ早い時期から養育に関与することが、その後の養育に肯定的影響をもたらすという仮説によると考えられる。

不妊治療機関と連携して養子縁組に関する啓発活動を行うことは、喪失感の緩和に作用すると考えられる。

【大阪市】

乳児院に入所している子どもの養子縁組に関しては全ケース業務委託している大阪家庭養護促進協会（以下、協会）が対応している。養子縁組に特化した研修についても協会が提供し、養親希望者の自己負担金で開催されている。

新生児委託は児童相談所のみで対応している。養親候補者が管内で見出せない場合、都道府県を超えた管外委託を行っている。その際、管外の未委託状況を把握するために、調査票を送付するなど積極的かつ先駆的取り組みを行っている。

入所後3か月程度面会がなければ養子縁組を再検討できるように、予め生みの親から同意書を取っておくなどの対応により、養子縁組を積極的に行おうとする姿勢が感じられる。

一方、新生児委託の場合、家族の協力の可能性を探ったり、生活保護や母子生活支援施設を紹介したりして自ら養育する道を探る努力がなされている。

生みの親から子どもの名前の由来などを聴取し、それを養親に伝える。命名は愛知県とは異なり、基本生みの親が行っている。

近年、新たな民間機関が設立される中で、現段階では連携というより行政機関としての指導のあり方が問われている。信頼関係とは程遠く、行政として危うさを感じつつ、適切に指導できないジレンマを感じた。

【福岡市】

里親委託に関しては、特に乳幼児は、養育里親に委託することを前提としており、児童相談所職員は、生みの親の同意を取るために努力している。努力してもなお生みの親の同意が難しい場合はファミリーホームを勧める。社会的養護を受ける子どもたちへの対応は「家庭に復帰できる子どもは養育里親家庭で一定期間養育後、家庭復帰を図る。家庭復帰がかなわない子どもは養子縁組家庭で養育を行う」という一貫した方針が浸透していることがそのような取り組みを可能にしていると考えられる。

養子縁組に関して福岡市児童相談所は、平成24年度から新生児委託にも取り組み始めたという。新生児委託による手応えを感じているようだった。

養子縁組対象の子どもが存在するか否か、また子どもが存在したとしても、その子どもを養子縁組しようとする養子縁組里親が存在するか否かが、養子縁組における重要な局面となる。そのため、医療機関との連携、医療機関や妊娠中の女性への周知などが課題としてあがっていた。児童相談所が養子縁組の取り組みを行っているということが周知されていないために、妊娠中に悩みを持つ女性に対しての丁寧なケア、養子縁組が必要な新生児・乳幼児の相談が難しくなっていることが考えられる。

福岡市内には養子縁組の民間あっせん機関が存在しないため、民間あっせん機関との関係は持っていない。民間あっせん機関との連携に向けては、決して消極的ではないが、民間あっせん機関に向けた（全国的な）一定の基準の必要性が示唆された。

全体を通してのコメント

かなり包括的質問内容であった。したがってインタビューイが行っている全ての実践内容が必ずしも全て反映された回答とはなっていない。すなわちある児童相談所で言及されている内容が、他の児童相談所で言及されていないからと言って行われていないとは限らない。全ての記述内容から児童相談所の実態の傾向を読み取る必要がある。

各児童相談所において、創造的かつ先駆的取り組みが行われている実態が理解できた。しかしながらそうした取り組みが十分に共有されておらず、経験主義に基づいた実践に陥る危険性がある。民間機関を含め、多様な観点から子どものウェルビーイングを最大限に考慮した実践のあり方を検討するためにも相互の実践を共有する必要がある。

研修受講を促進させるために、養子縁組里親と養育里親の重複登録を促しているところが多い。養子縁組希望であっても研修受講を義務付けるために、養育里親のみ登録させる自治体も存在する。一方、どちらか一方の登録を任意で選択できるところもあるが、養子縁組里親にも里親研修を受講するよう促している。国は養子縁組里親に対し、研修受講は任意としているにもかかわらず、自治体ではそれを厳格化運用しているところが多い。こうした矛盾の改善が望まれる。また特別養子に向けた試験養育期間は養育里親として子どもを養育し、申し立て後養子縁組里親として養育する自治体もあれば、明確に委託当初から養子縁組里親として委託している自治体も存在する実態に鑑み、一定の方針を示すべきとの声も存在する。

目的の異なる里親の研修が同一内容であるという矛盾も存在する。共通の研修とともに、それぞれ固有の研修をも提供する必要がある。養子縁組里親に特化した研修を提供しているのは、大阪府や大阪市だけであり、その研修は家庭養護促進協会が主催し、受講料は里親希望者が負担して実施されている。

養子縁組後、希望に応じて登録を抹消する自治体が多いなかで、登録継続を原則として、縁組後の支援を行っている児童相談所もある。なかには縁組後の不調ケースにおいて一時保護所を活用したところもある。かなり児童相談所間で違いがみら

れる。縁組後の支援のあり方について一定の方向性を示す必要があろう。

新生児の委託の場合、産院から直接養子縁組里親に委託する取り組みと、別の里親に一旦委託して、養子縁組里親に委託する取り組みがある。後者の理由としては生みの親の心の揺らぎへの配慮、子どものアセスメント、子どもと養親を継続して支援する者の確保等が考えられる。一方で、前者については養親候補者ができるだけ早期から養育することの意義が子ども、養親双方の立場から強調されている。その実践のあり方についてもさらなる検討が必要である。

新生児の委託を行っている場合、いずれも出産前から複数回生みの親の意思の確認を行っている。そうしたあり方を国際的観点から検討する必要がある。出産前から生みの親の決心を早期に促す関与のあり方は、子どものウェルビーイングの観点から検討を要する。

生みの親の意思決定支援過程での情報提供内容や、基礎自治体における支援サービスの充実度等により、その決定内容は変化する側面がある。提供すべき情報内容に関しての一定の方針を共有する必要があるといえる。

障がいや憂慮して養子縁組里親委託を躊躇することが記述されている。里親委託優先の原則はあらゆる子どもに適用されるべきである。しかしながら障がいのみならず疾病等を含め、手厚い医療的ケアを要する子どもは病院を付設した乳児院等に委託される傾向にある。地域における医療支援体制を含めた支援体制や、そうした子どもを受け入れることのできる里親の開拓について検討する必要がある。

都道府県を越えた管外委託に積極的に取り組んでいる児童相談所があるが、相手先との連携内容については、一定の方向性を提示する必要がある。

民間機関との連携については困難を要している場合が多い。都道府県として指導する立場でもあり信頼関係に基づき、相互の強みを活かした関係形成にまでは至っていない場合が多い。情報共有に関しては、相互に困難な実態がある。児童相談所から業務を受託する家庭養護促進協会は例外的存在である。また民間機関が勤める里親登録や研修受講について児童相談所に里親登録しない場合、研修受講を断っている児童相談所も存在する。連携のあり方についても検討の余地があろう。

これらインタビュー結果を整理したものが以下の表1 児童相談所インタビュー結果である。

表1 児童相談所インタビュー結果

質問項目\児童相談所名	札幌市	福島県中央	宮城県中央	埼玉県越谷	千葉県中央	静岡県東部	静岡市	名古屋市	愛知県西三河	大阪市	大阪府中央	福岡市
(1) 養子縁組里親の登録のあり方	養子縁組里親のみ、養育里親との両方の登録など、その家庭の希望に沿う。マッチングは基本的に登録順。	希望する区分に登録。養子縁組里親と養育里親と重複して登録することも可能。	養育か養子縁組か、どちらか1つの登録である。	養子縁組希望者は養子縁組里親・養育里親に双方に登録する。	その家庭の希望による。養子縁組希望者には養育での登録も勧められており、最近では両方登録する里親が増えてきた。	その家庭の希望による。社会的養護の担い手を増やすとの観点から、養育里親としての登録を勧める。	養子縁組希望里親はすべて養育里親として登録している。	養子縁組里親と養育里親の双方に登録が可能。	養子縁組里親と養育里親の双方に登録する。	養育希望者には養育里親の登録を基本的に義務付ける。子どものための養子縁組であるということを繰り返し伝えている。	養子里親のみに登録。	養育里親登録と養子縁組里親登録の重複が認められている。
(2) 養子縁組の対象となる子ども	原則的な決まりはない。基本的に0歳から乳幼児期の子どもで、生みの親の養子縁組への了解が取れている子どもである。	養子に出すかどうかは、生みの親の希望による。	生みの親に子どもへの拒否感があったり、育てる意志がなかったりして養子縁組対象となることが多い。	里親委託ガイドラインに基づき、保護者の同意・了解のとれる子どもは養子縁組を希望する里親に委託する。	・生みの親の同意や医療的ケアの必要性の有無を考慮する。 ・出産前から相談を受けているケースでは新生児委託も検討する。	・(特別養子縁組)生みの親の承諾が得られたケース ・(普通養子縁組)措置解除後、里親と普通養子縁組をすることはあるが、積極的には行っていない。	生まれたばかりで生みの親が亡くなった場合、望まない妊娠をして出産に至ったケースで、最初から「出産はするが自分はこの子を育てたくない」というようなケース	生みの親の同意。棄児や親が出産後にすぐに行方不明になった子どもについて対象としている。乳児院からの措置変更事例については、保護者との交流がほとんどない場合や養育意欲がない事例	親が育てられない、施設入所したが引き取れない子どもが対象。妊娠中や若年、未婚、経済的問題などがあって育てられない場合も対象となる。また、施設入所したが実親と交流がない子ども	親が養子縁組を希望・同意をしているケース、行方不明になったケースを対象。入所後3か月程度面会がなければ養子縁組を再検討のため、同意書を取っておく。	養子縁組に対する保護者の同意が得られた場合は、養子縁組に委託する。数年に及び保護者の面会がないケースでも、特別養子縁組の同意を得たケースもある。	養子縁組について生みの親が同意したケースを養子縁組対象としている。
(3) 自ら養育することや養子縁組することについて、生みの親の意思決定を支援する上で、大切にされていることや配慮されていること	揺れているときに焦らせないよう配慮し、相談を受けている。生みの親の意思が固まっている場合は、養子縁組里親と養育里親を双方登録されている方に委託している。	生みの親と何度も話をしながら、気持ちが決まるのを待っている。養子縁組について気持ちが固まらない場合は、養子縁組里親と養育里親と重複して登録している里親に委託している。	里親や養子縁組について、きちんと説明をしている。なかなか養子縁組に同意しない親もいるが、その場合には時間をかけてよく話し、同意してもらっている。	・養子縁組については、基本的に親に意思確認を行い、長期的に養育が難しいと想定できる場合、優先的に里親委託をする。里親委託拒否の場合は、親に納得してもらうために、プロセスを丁寧に踏んでいく。	・出産後の意思決定については、生みの親の意向を尊重している。	・特別養子縁組を決定するに当たって、よく説明し了承を得る。 ・自分で育てられないか、または、親族で育てられないか、可能な方法を提示して考えてもらう。 ・妊娠中に相談がある場合は、事情や心情などをよく聴き取る。	生みの親がもし育てていく場合には、何を準備したらよいかとか、生みの親が何をすることができているのかを考えてもらっている。いろいろな選択肢の提示	子どもに対する生みの親の思いや子どもにたいしての思いを尊重してあげたいことを考えてもらっている。いろいろな選択肢の提示	生みの親の事情を丁寧に聞き、様々な社会資源を提示して、本当に育てられないか考えてもらう。特別養子縁組は子どものための制度であると説明する。	生みの親の揺れる思いに寄り添いながら、相談。出産前に同意を得ていても、出産後も再度同意を得る。手続きに関しては府で作成したガイドラインに基づいて行っている。	生みの親の揺れる思いに寄り添う。出産前に同意書で同意を得ているケースであっても、出産後も再度同意を得る。手続きに関しては府で作成したガイドラインに基づいて行っている。	実母には、子どもと母親の両方が幸せになる形で考えようとする。妊娠中の場合は、縁組に同意しても撤回可能であること、産んだ後に、再度確認すること、家庭裁判所の審判でも確認されることを伝える。
(4) 新生児委託や乳児委託の方針と委託ケースについて	0歳で保護される場合のほとんどが新生児・乳児委託となっている。0歳の保護が増え、近年は乳児院よりも養育里親から養子縁組里親への委託が増えている。	1982年から新生児委託を実施している。件数は年に数件だが、毎年コンスタントに委託している。病院から直接里親が引き取っているケースもある。	新生児で病院からすぐ里親への委託は行っていない。	・新生児委託については、委員会を作って検討している。児童相談所が産院から直接委託したケースはないが、民間機関があっせんした夫婦に里親制度を紹介し、研修等受講し、里親登録したことはある。	・新生児委託を実施している。新生児委託の場合、産院退院時に里親が引き取る。 ・産院ごとに新生児委託についての見解や対応が異なるので、児童相談所側もそれぞれに対応していく必要がある	・新生児委託等の対象となる子どもに対しては積極的にしていく。 ・縁組前に生みの親が同意を撤回した場合の里親への対応が課題。	新生児委託や乳児委託については、里親優先の考えで里親委託をしている。	新生児委託は平成22年から始めて、インタビュー時点までに13件実施している。初めから委託の意思がはっきりしているケースに実施する。	新生児委託については、愛知県全体で年に10件位の委託がある。病院に対して、新生児委託の際の留意事項について、事前に説明し協力依頼をしている	平成21年度から開始。これまで5ケース行っただけ。新生児委託が可能なら里親を優先的に検討する。管外委託もあり。	産院から直接養子里親に委託した例はまだない。一端、養育里親に委託している。養親候補者から愛知方式を参考に同意書を得ることが困難。できれば直接養子里親に委託していきたい。	新生児委託事例は有。産院から直接委託した例も有。機会があれば今後も継続。課題は、①医療機関との連携、②妊娠SOSからどのようにつなぐか、③いかに対象の妊婦を把握するか、である。
(5) 生みの親への説明事項、約束事、養親への子どもの引き渡し時の配慮事項等	委託後の面会等は厳しいことは伝えており、もし子どもへの面会を希望する場合や、心変わりや心配な点、不安な点がある場合はすぐに電話をするように伝え、相談に応じることができるよう声をかけている等の配慮はしている。	里親とは一切連絡を取らないよう、必要なときは必ず児童相談所を通すように話している。養子縁組の申し立てをするまでは、何度も生みの親に会って、気持ちが揺らいでいないかを確認している。	養親との直接の連絡はできないことを話している。何かあるときは、必ず児童相談所に連絡するように伝えている。	・養子に出す場合は、親から音信を求めることはできないことを伝える。 ・子どもが大きくなって違いたいと言ってくることはあるかもしれないなど、将来的に生じうることを丁寧に説明している。	・(新生児委託の場合)実母には、子どもへの手紙を書いてほしいと伝えている。また、命名するかどうかは実母が決める。実母が決める場合は、里親が決める。	・(生みの親への説明事項)①特別養子縁組に関する同意撤回、申立て後に家裁の調査が入ることなど、②出産に関すること(母子手帳の交付・妊婦健診、終章届提出など)を伝える。	例えば面会はできなくなることや、何かのきっかけで子どもの生活する場所や学校を知っても会いに行かないことなど	縁組が成立するまでの生みの親の責任について説明	家裁の調査に応じる必要がある。養子縁組成立までは親としての責任があることを伝える。また、生みの親側から子どもに会いに行くことはしないように確認する。	乳児院に入所している子どもの養子縁組に関しては、大阪家庭養護促進協会が対応。新生児委託は児童相談所のみで対応。養子縁組だけではなく自ら養育する道を探る努力をする。	特別養子縁組の制度説明を丁寧に言い、妊婦健診の受診・病院への連絡許可を得る。子どものために、手紙を残すこと・生まれてきた子どもを抱いた写真を撮るよう依頼。縁組成立までは必ず子ども家庭センターと連絡が取れるように依頼。	新生児の場合は、生みの親に同意撤回も可能であることを十分に説明。乳児院に一定期間入所の場合、保護者に決断を迫る。出産後の翻意はあったが、委託後の翻意はない。家庭裁判所からの同意の調査のため、連絡が取れるように依頼。
(6) 養親への説明事項、約束事、養親への子どもの引き渡し時の配慮事項等	事務手続き、予防接種について話し、家庭裁判所の審判が降りるまでは、生みの親の心変わり等がある可能性がある。措置解除がある可能性があることは必ず話している。	生みの親とは一切連絡を取らないよう、必要なときは必ず児童相談所を通すように話している。養子縁組の申し立てをするまでは、もし養育が無理ならいつでも引き返せることを何度も説明している。	里親にも、生みの親同様に生みの親と直接連絡を取らないよう話している。	・親の同意撤回・子どもの障がい等の将来的なリスクについては、想定できる事情のすべてを話し、了解してもらった上で委託する。 ・特別養子縁組については離縁できないことを含め丁寧に説明する。	・養子縁組見込みケースとして養育里親に委託する場合は、交流のルールを決めておく。 ・委託後の訪問は担当の福祉司・里親担当・児童担当等・児童家庭支援センター・里親支援専門相談員・里親支援機関が分担して行う。	・成立までに生みの親が同意を撤回することもあるが、成長してから判明することがあるが、それらも含めて受け入れること、特別養子縁組は特別なことがない限り離縁はできないことを伝える。 ・養子縁組前提での受託であることを、里親の家族をはじめとした親族から了承を得ること。	子どもの障害や疾病のリスク、生みの親の同意の撤回の可能性について伝える。早期の真実告知	子どもの障害や疾病のリスク、生みの親の同意の撤回の可能性について伝える。早期の真実告知	子どもの障害や疾病のリスク、生みの親の同意の撤回の可能性について伝える。早期の真実告知	障害児の委託可能性等の説明を行ったうえで、書面(生みの親の意思が最優先、障害の有無にかかわらず委託、真実告知を行うこと等を記載)を渡し、同意いただく。	制度の意義と子どもの背景・保護者の状況・障害の有無にかかわらず、子どもを養育することを伝えている。縁組成立前に、保護者の同意があった際には、子ども家庭センターの判断に従うこと、子どもに必要な医療、療育、訓練を受けさせること、真実告知を行うことを求める。	養親からは、説明を行ったうえで、新生児を希望する旨の申請書にサインをもらっている。法的強制力はなく、決意表明的な意味がある。新生児委託のリスク、メリット、費用、障がい等のリスクを説明。
(7) 養子縁組里親への研修のあり方	基礎研修だけを受ける形になっている。乳児院への見学会を今年は養子縁組里親に限って行った。その他に札幌市がやっているテーマ別の研修の案内を送りそれに出席してもらうようにしている。	養子縁組里親のみを対象とする研修は設けていない。里親の人数が少ないので、個別に訪問して話を聞き、指導することがメインである。養育里親の研修への参加を勧めている。	養育里親と同様の研修をできれば受けたいと勧められており、殆どの養子縁組里親が研修を受講している。実習もある。理解を深める方もいるので、ぜひと勧められている。	・養子縁組希望者も、養育里親として養育をスタートさせているため、養子縁組里親のみを対象とした研修はなく、全里親が養育里親研修を受けることになっている。	養子縁組里親は、養育と両方で登録していない限り更新研修もないので、必要だと感じている。	養育里親研修をベースにしつつ、養子縁組里親に特化した研修も必要である。こうした認識に基づき里親スキルアップ研修では、最低1講義は養子縁組に関するテーマにしている。	養育里親として登録してもらうため、養子縁組希望里親も全員養育里親の研修を受けてもらう。里親会が母体となりNPO法人の里親家庭支援センターが研修を行っている。	養育里親と同じ研修を受講を義務付けている(26年度までは基礎研修のみ必須)。研修は2回実施で、愛知県と相互乗り入れで実施している。愛知県とは連絡会を開催して、研修を兼用。	養育里親研修に参加養子縁組里親に関する内容も取り入れており、グループワークは希望する種別ごとのグループで行っている。研修の講義について名古屋市と相互乗り入れを行っている。	養育里親の認定前研修・家庭養護促進協会が提供する養親に特化した研修の受講必須。	基礎研修、認定前研修をほとんどの方々が受講。家庭養護促進協会が提供する養親に特化した研修の受講を勧める。養子縁組を対象とした研修プログラムが必要であると考えている。	養育里親と同様の研修のみ。だが、伝えたい内容が違うので、養親対象の研修に特化したと考えている。サロンも一緒に行うが、グループを分けて養親グループを作っている。

質問項目\児童相談所名	札幌市	福島県中央	宮城県中央	埼玉県越谷	千葉県中央	静岡県東部	静岡市	名古屋市	愛知県西三河	大阪市	大阪府中央	福岡市
(8)民間養子縁組相談支援機関との連携の可能性	今現在北海道に民間の養子縁組機関がないので、これまでの実績としては今のところない。これから、どのように連携を取っていかないと考えている。	民間機関のあっせん委託された児童についても、関わりを持つことがある。あっせん後に、児童についての資料を送ってくる機関もある。	民間の養子縁組相談支援機関とのやりとりはない。管内にあっせんしている機関もない。仙台市内に1カ所あると聞いたことはあるが、具体的な活動等は把握していない。	民間機関が養親希望者に対し、児童相談所からの支援を受けるよう指導している。里親制度を説明し、里親登録をしてもらい対応している。	民間養子縁組あっせん機関から連絡があり、委託後のフォローを依頼されたケースがある。里親認定を要件にしている機関もあり、そうした理由での登録も増えてきている。	同居児童届出があった場合、現状では民間支援機関からの情報提供や情報共有はなく、協力要請等も行っていない。	市内に一つ民間機関があり、同居届出があった場合、家庭訪問している。	同居届出があった場合児童相談所が家庭調査をする。その上で、施設の里親支援専門相談員が月に1回家庭訪問する。民間養子縁組機関から児童相談所の里親研修を受講するように勧められて来所する方がいるが今のところはお断りしている。	同居の届けが提出された事例では、児童福祉司指導等をかけている。	業務委託している家庭養護促進協会以外の民間機関との連携は今後の課題。新たな民間機関が設立される中で、現段階では連携というより行政機関としての指導のあり方が問われている。	家庭養護促進協会とは月に1回会議で情報交換を行っているが、それ以外の民間機関との連携を図った例はない。	福岡市には、民間養子縁組相談支援機関はない。
(9)養子縁組成立後のアフターケアについて	里親サロンに来てくださる里親とはその後も関わっていくことができている。養子縁組里親は横のつながりで情報を得ているようで、養子縁組里親限定のサロン(2ヶ月に1度開催)に参加する。メンター制度を導入しており養親も参加できる。	里親登録が継続していれば、少なくとも年1回は家庭訪問しており、里親から希望があれば随時対応している。里親の研修や行事にも誘っている。	月1回、里親のサロンを開催している。未委託、委託中、解除後問わず案内を出している。養子縁組里親も成立前から来ていて、委託解除後もそのまま継続している人がいる。	養子縁組後も里親登録を継続するよう指導し、殆どの里親が応じている状況であるため、縁組後のアフターケアという枠組みよりも、登録家庭との関わりの中で対応できている。 ・養子縁組成立後の不調ケースには一時保護など必要な支援を行っている。	電話等で相談があれば里親担当が適宜応じている。	サロンや里親会行事に関する情報提供 ・養親への研修の実施、養育里親と合同で年3回程度実施 ・児童相談所における養育相談 ・市町の子育て支援サービスの利用	里親会が母体となって設立した里親家庭支援センターが研修や里親サロンを実施するなか、養子縁組家族も入って活動している。	養子縁組成立後の支援としては子育て広場への参加を勧めている。	養子縁組が成立すれば、児童相談所の支援は終了する。	児童相談所は関わらないが、里親会に継続して入会していたり、家庭養護促進協会とつながっている方はいる。	縁組後登録は次の更新時期までは登録を継続する方が大半。縁組後は、半年後ぐらいにもう一度家庭訪問。里親会を紹介し、里親サロンや行事への参加を勧める。里親を対象とした研修会を案内。	養子縁組後も登録を継続してもらい、研修やサロンの案内を続けている。
(10)障がい児の委託、課題、委託経験	障がい児や発達に遅れがあるとわかる子どもに関しては、まずは専門里親や施設での養育経験がある方に先に当たるようにしている。社会資源などの情報を提供して養育できる環境を整えている。	障がいを持っていても、家庭養育の経験をしてもらいたいと思っている。専門里親ではなく通常の養育里親委託で対応している。	養子縁組前提で委託し、その後障がいがあったケースもあった。養子縁組は難しいが、養育里親として、かなり悩みつつではあるが、継続して育ててくれている。	障がいの有無にかかわらず、里親制度を進めて行くというスタンスで、障がい児を受け入れられる養育里親の開拓に力を入れている。委託後の経過の中で養子縁組ができればそれでいいと思っている。	障がい児の里親委託を進めるときは医療的ケアが必要かどうか、生みの親の同意を得られているか、特別養子縁組を希望しているかを重視する ・委託については障がいを持つ子どもを受け入れ可能な里親であることが前提。 ・幼少期に委託することが多いので、委託後に障がいが発覚することが多い	委託前に障がいがある事例は少ない。委託後に判明した事例は少数ではあるが存在する。委託の際は受け入れ可能な里親かどうか考慮する。 ・委託後判明した事例で措置変更・解除された事例は存在しない。	養子縁組里親への障がい児委託の実績はない。養育里親に障がい児を委託している事例はあり、現在7組の里親(専門里親も含む)が受託中である。委託児童の障がい種別としては知的障がいの子どもである。	質問せず	質問せず	障害ではないが、口蓋裂の子どもについて新生児委託を行ったことがある。新生児ではないが、ダウン症のケースも1件あった。委託前にも、障害を理由に縁組解消したケースは聞いたことがない。必要な場合は、市町村に依頼した普通養子のケースもあったが、縁組解消の事例はない。	過去、事前に発達障がいや知的障害が判明していた子どもを養育里親に委託した事例は有。委託後に判明しても、障害を理由に縁組解消したケースは聞いたことがない。必要な場合は、市町村に依頼した普通養子のケースもあったが、縁組解消の事例はない。	可能性あり、という状況で委託したことはある。一度家族として生活すると後でわかって継続できる。ただし、交流中に障害が判明、委託が進まなくなったことはある。
(11)養子縁組推進に向け、近年新たに取り組んでおられること	昨年度から、養育里親から養子縁組里親へ措置変更する際の交流に、メンターを派遣し、里親同士の交流を円滑に進めることが出来た。養子縁組里親はこのままの数を保ち、養育里親の登録数がもう少しあってほしいと考えている。	養子縁組里親に限らず、里親登録を増やしたいと思っている。昨年度から「入門講座」をはじめた。3カ所の児童相談所で1回ずつ行った。里親月間には毎年ラジオを使った広報活動もしている。	養子縁組だけでなく、広く里親制度を広報したいと考えており、今年度から各児童相談所管内で会場を準備して「里親制度説明会」を開催予定である。	養子縁組としての取り組みではなく、里親委託推進への取り組みを行っている。	とくになし	養子縁組サロンの開催 ・里親スキルアップ研修 ・養子縁組に関するテーマで研修を開催 ・新生児委託の促進	里親会、里親家庭支援センターと児童相談所が二人三脚で里親委託や養子縁組を進めてきたので、今後もこの形を継続していきたい。	平成25年度から里親専任児童福祉司を配置し、27年度から里親支援担当主査を配置した。常勤の弁護士が配置されたことで、保護者の同意に関することなど里親に関わる様々な法律相談がしやすくなった。妊娠期からの支援に関しては、医療機関との連携のために、平成26年度から「妊娠期からの支援ネットワーク研究会」(医師会、産婦人科医、保健所、児童相談所、本庁所管課)を開催して、連携上の課題などを協議している。	実父母が行方不明等の場合の、同意の取り方等を児童相談所問でできるだけ共有できるように情報の蓄積を行っている。里親登録証を作成し里親サロンで授与した	管外の未委託里親の調査を行い委託につながる取り組みを行っている。	里親支援のあり方についてワーキンググループを立ち上げて月に1回検討し、医療機関、生みの親、養子縁組のための説明資料を作成。市町村で里親の体験談を聞く研修会を開催し、その中で養子縁組に関する制度説明・新生児委託の取り組みについて紹介。一昨年度から産婦人科病院に養子縁組に関するリーフレットを置く。	新生児委託。平成24年度から新生児委託に取り組んでいる。

2. 民間機関における養子縁組調査研究

研究分担者 益田早苗（東京成徳大学教授）
研究協力者 白井千晶（静岡大学准教授）
西野奈穂子（養親）
野辺陽子（高知県立大学講師）
樂木章子（岡山県立大学准教授）
吉田一史美（立命館大学専門研究員）
太田真実（大阪府中央子ども家庭センター課長）

はじめに

現在、我が国には子どもの養子縁組に関する法的規定や、行政手続きを明確にした公式文書は存在しておらず、養子縁組の手続き過程やアフターケアは民間機関それぞれに全面的に委ねられている状況である。民法で養子縁組の要件について定められていること、厚生労働省から都道府県・市にあてて「養子縁組斡旋事業の指導について」「養子縁組斡旋事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導等について」という指導に関する通知が出されているのみである。本研究では養子縁組に関与する民間機関における相談支援の実態把握や基礎資料の調査を行い、養子縁組の支援手続きや養子縁組後のフォロー等に関するガイドラインの作成を視野に入れた検討を行うことを研究目的とした。我が国の養子縁組斡旋事業を行う民間機関 14 機関を対象としてインタビュー調査を行った。

研究目的

本研究は、①民間機関の支援の実施状況および事業運営の体制（現状）について明らかにする、②養子縁組あっせんにおける現在の体制の整備、公的支援との連携、公的助成などについての課題、今後の有り方等に関する意見を把握する、③得られた調査結果から、子どものウェルビーイングを第一義とした養子縁組支援のスタンダードモデル、必要とする体制や仕組み等について検討することを目的とした。

I. 研究方法

1. 調査対象機関：2013年4月1日時点で第二種社会福祉事業届出を行っている18機関および直近まで養子縁組に係る第二種社会福祉事業を行っていた1機関、計19機関のうち、協力の了解が得られた14機関を調査対象とした。
2. 調査期間：インタビュー調査は2014年7月から2015年9月の期間に実施した。
3. 調査方法：①調査票A：記述式アンケート調査。②調査票B：インタビュー調査。インタビューガイド（質問票B）を作成し、インタビューガイドに基づきながら、半構造的に面接を行った。公平性と客観性の点から、調査員は2人体制で面接を実施した。後日、メールや電話にて、補足的に質問の回答を得た機関もある。